

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 11 月 5 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(1) 小児医療費助成事業について
<p>令和5年10月より、小児医療費助成事業が従来の「15歳に達した日以降の最初の3月31日」から「18歳に達した日以降の最初の3月31日」まで対象が拡充されました。この制度の変更から1年が経ち、その状況等についてお尋ねいたします。</p>	
<p>・拡充分に相当する制度利用の件数及びそのうち町外での医療施設利用による払戻申請分件数、金額について</p>	
<p>・小児医療費助成事業拡充分年代におけるひとり親家庭等医療費助成制度の利用件数及び町外での利用による払戻申請分件数、金額について</p>	
<p>・小児医療費助成制度とひとり親家庭等医療費助成制度について、重複して対象となる方への制度運用はどのように行なっているか</p>	
<p>・実際にこの制度を1年間運用した上で、拡充対象年代への同事業のニーズについてはどのように評価するか</p>	
以上	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 11 月 5 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(2) 地域福祉（子どもの生活）分野におけるニーズ調査について
<p>令和5年3月に「地域福祉（子どもの生活）に関するアンケート報告書」が公開されました。現在、担当課におきましては意見交換会開催など、当事者へのニーズ調査を行なっているかと思いますが、その点につきまして次の点をお伺いします。</p>	
<p>・アンケート、意見交換会以外にニーズの調査を行なった方法、事例があれば教えてください。</p>	
<p>・調査結果を受け施策に反映した事例を教えてください。</p>	
<p>・今後調査結果を反映した事業計画があれば教えてください。</p>	
<p>・このような事業における広報業務についての現状と考え方を教えてください。</p>	
<p>・アンケート報告書や他自体の動向、実態のヒアリングなどを行う中で例えば医療費が拡充された高校生世代では交通費補助などに高いニーズがあると思うが、町はどのような見解か教えてください。</p>	
以上	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 11 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(2) 議会広報誌の内容に対する町長の校正について
<p>2024年11月1日発行（9月定例会）「議会だよりまなづる」の、私の一般質問原稿に対する、小林町長の校正について伺います。通常、一般質問は議員各自の責任で原稿を作成しています。内容は「公共施設の統廃合に関する大枠の方針について」を表題とした、①問「2027年頃までに役場施設を廃止し、情報センターに移転。30年ごろまでに町民センターを廃止し、新小中一貫校の竣工に合わせ、図書館機能と公民館機能を移転するという方針を今、立てなければならない理由は何ですか。」に対する答「役場庁舎より情報センターが町民の利便性が高いと考えます」に対して、町長は答の部分に棒線を引き、コメントの追加として「そんな答弁してないよね？何のために答弁書を渡しているのよ？頭使わないなら、せめて手を動かすくらいの仕事をしてくださいよ。頼むから。」と書かれました。また、②問「議会はどうなるのですか」の答「議会の事は議会が判断されるものです」に対して、町長は答の部分に棒線を引きコメントの追加として「そんな言い方はしていないよね？」と書かれました。私は、限られた紙面に納めなければならないので町長が述べられた答弁を全部書くわけにはいきませんでした。町長が述べられていないことを書いてはいません。そのため原稿はそのまま掲載しました。①②についての棒線やコメントは失礼だと考えます。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	子どもの居場所について
<p>小学生には放課後、子ども・子育て支援により学童保育の「真鶴キッズ倶楽部」と「子どもいきいきクラブ」が実施されています。その他にコミュニティ真鶴が指定管理となっても変わらず子ども達の居場所として機能を果たしていますが、子どもたちの居場所として十分とは言えません。さらに、これから学校建設に伴い、小学校校舎での小中一貫校が始まると現在の事業形態が変わることが予想されます。</p> <p>そこで以下の質問です。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 町のホームページでは、学童保育の対象者を小学校在学中の小学校 1 年生から小学校 6 年生までとありますが、実際の受け入れが 3 年生までなのはなぜですか。2. 学童保育事業者は、これまで随意契約のようですが、今後もこの形態を継続するのですか。3. 週末、働いている家庭の場合、子どもを預けられる場所がありません。そのことについての対策を考えていますか。4. 公共の子どもの居場所の必要性について町長も認めており、情報センター 1 階を提供してくれていますが、数年後には町役場となることから現在のように使用できなくなると思います。どのようにお考えですか。	